

(別紙)

参考様式第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年4月17日

江差町長

照井 誉之介



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

江差町（全域）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年4月12日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	2 経営体
個人	38 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

経営面積を拡大する意欲はあるが農地の目途が付かない農業者や、農地が分散化しており効率的な農作業が出来ていない農業者等に対し、農地中間管理事業の活用を促すことで、農地の面的な集積を推進する。

借り手が見つからない農地や、高齢化等の理由により経営規模の縮小もしくは離農する農業者の農地を農地中間管理事業に貸し付けることで、担い手への農地の面的な集積を図るとともに、農地の耕作放棄地化を防ぐ。

## 6. 地域農業の将来のあり方

今後の地域農業のあり方（地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者も含めて）		
取組事項	対応	コメント
生產品目の明確化		<p><b>【新規就農の促進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青年就農給付金を活用し、将来江差町の農業を担っていく若手農業者の拡充を図る。</li> <li>・ 就農希望者に対し、就農指導や営農計画の指導を行う。</li> </ul>
複合化		<p><b>【農地の集積】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の経営規模を維持するのが困難な農家等より、地域の中心となる経営体へ農地の集積を図り、作業の効率化やコストの削減を促進する。</li> </ul>
6次産業化	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の中心となる経営体以外にも、新規就農を希望する者や今後地域の中心となりうる経営体へ農地を積極的に集積し、江差町農業の長寿命化を目指す。</li> </ul>
高付加価値化	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記2点の取り組みについて、農地中間管理事業を積極的に活用する。</li> </ul>
新規就農の促進	○	<p><b>【6次産業化・高付加価値化】</b></p> <p>えさし水土里の会の活動を通じ、地域農産物を利用した特産品の開発や、農産物のブランド化に取り組み、6次産業化・高付加価値化を推進していきたい。</p>
その他[農地の集積]	○	